

株式分割に関する基準日設定公告

2020年2月14日

株主各位

広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社 ウエストホールディングス
代表取締役社長 江頭 栄一郎

当社は、2020年1月31日開催の取締役会において、2020年3月1日（日曜日）付をもって当社普通株式1株を1.3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2020年2月29日（土曜日）（当日は休日につき、実質的には2020年2月28日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、2020年3月31日（火曜日）にお届出住所にお送りする予定です。
2. 2020年3月1日（日曜日）付（実質的には2020年3月2日（月曜日）付）にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出下さい。

【連絡先】

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031（通話料無料）